

所得税



高所得者、役員^等の給与所得控除額が縮小。

給与所得は「給与収入 - 給与所得控除額」という算式で計算します。(資料参照)

現行制度		平成24年分以後		
給与収入金額	給与所得控除額	給与収入金額	給与所得控除額	
162.5万円以下	65万円	1,500万円以下	現行制度と同じ	
180万円以下	給与収入 × 40%	1,500万円超	245万円	
360万円以下	給与収入 × 30% + 18万円	役員等	2,000万円超	245万円 - (給与収入 - 2,000万円) × 12%
660万円以下	給与収入 × 20% + 54万円		2,500万円超	185万円
1,000万円以下	給与収入 × 10% + 120万円		3,500万円超	185万円 - (給与収入 - 3,500万円) × 12%
1,000万円超	給与収入 × 5% + 170万円		4,000万円超	125万円



成年扶養控除を縮小・廃止

居住者が年齢23歳から69歳までの扶養親族(成年扶養親族)を扶養している場合、その居住者のその年分の総所得金額等からその扶養親族1人につき38万円控除されます。(資料参照)

現行制度	平成24年分以後
<p>成年扶養親族のその年分の合計所得金額が38万円以下の場合に適用されます。</p>	<p>成年扶養親族が次の場合に適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 特定成年扶養親族(注)に該当する場合 ロ その年分の合計所得金額が400万円以下である居住者の成年扶養親族 <p>(注)『特定成年扶養親族』とは 年齢65歳以上70歳未満 障害者及び要介護認定を受けている者等 勤労学生控除対象者</p>

所得税

増税

在職5年以下は優遇廃止。

退職所得は、『(退職手当金等の収入金額 - 退職所得控除額) × 2分の1 × 税率』で計算します。

現行制度	平成24年分以後
退職者の勤続年数にかかわらず、2分の1課税が適用できます。	役員等として勤務した期間が5年以内の場合には2分の1課税は適用できません。

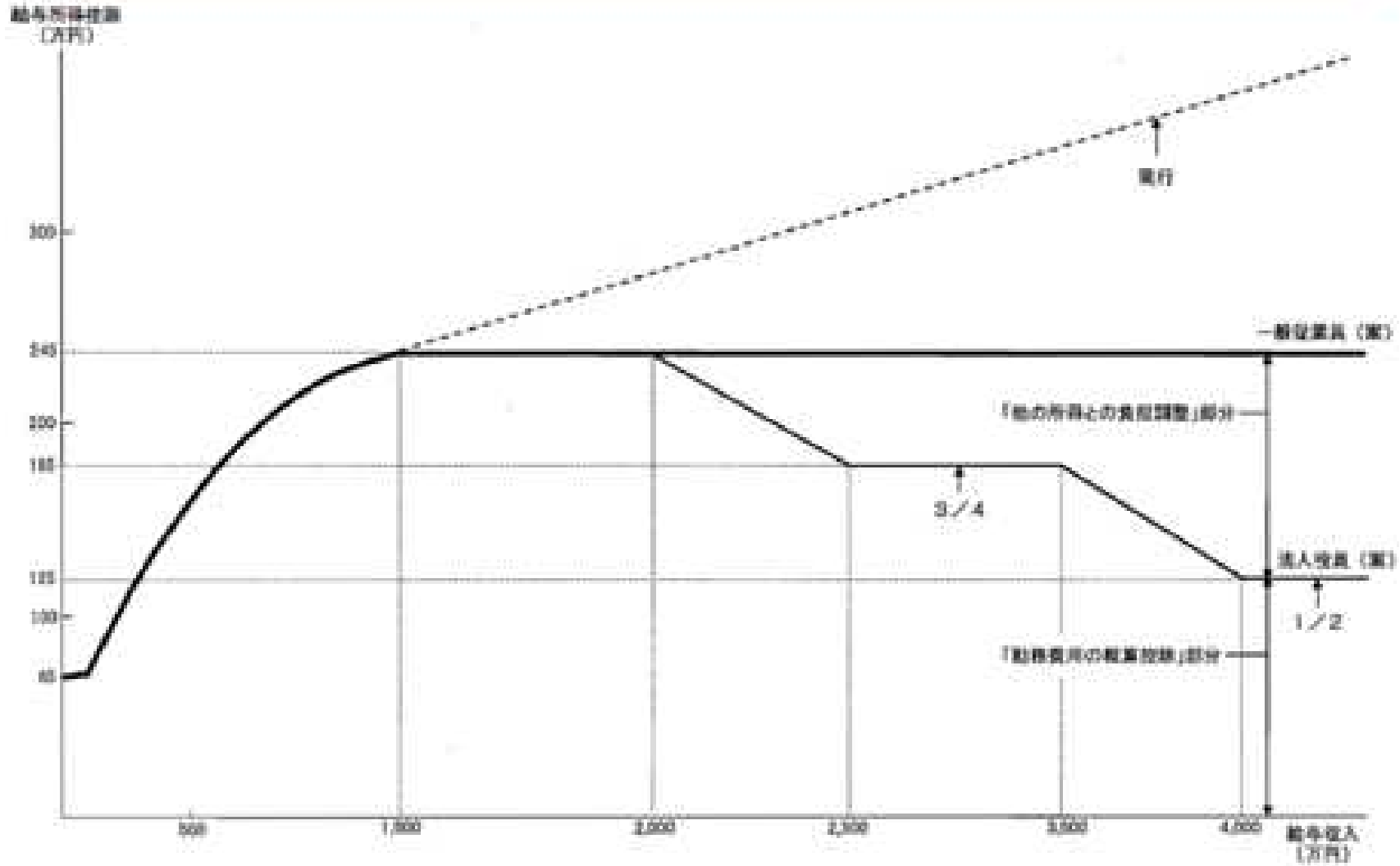
減税

400万円以下の年金受給者を申告不要に。

公的年金等の収入がある場合で、一定の場合確定申告を要します。

現行制度	平成23年分以後
公的年金等の収入金額から年金控除額を控除した金額がある場合、確定申告を要します。	公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年に他の所得が20万円以下の場合、確定申告を要しません。

給与所得控除の見直し(案)



成年扶養控除の見直し(案)

現行の成年扶養控除の適用がある納税者数（被扶養者数）
約470万人（約520万人）

案	所得金額 （給与収入）	控除適用 対象人員	控除の対象から 外れる人数	控除の対象から 外れる人の割合	増収額試算 （所得税）
	400万円 （568万円）以下	約370万人 （約410万人）	約100万人 （約110万人）	約21.6%	約800億円

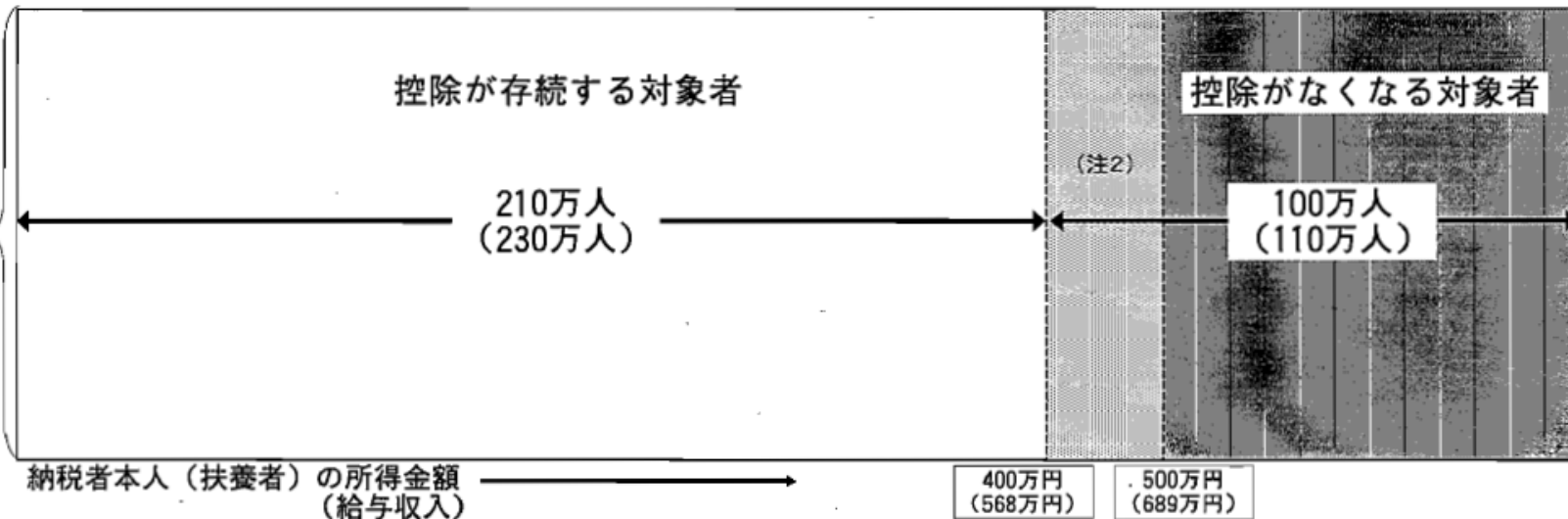
特定成年扶養親族

○ 心身の障がい等の事情を抱える人 90万人程度（100万人程度）

○ 65歳～69歳の高齢者 20万人程度（30万人程度）

○ 学生 40万人程度（40万人程度）

その他の被扶養者



(注1) 対象人員は、平成22年度予算ベースの納税者の人数（括弧内は被扶養者数）であり、控除の廃止により税額に影響を受ける人数である。扶養者数は、平均1.1人の被扶養者がいるものとして算出。計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しない場合がある。

(注2) 控除の適用がなくなることにより、税負担が急増しないよう、影響を緩和する調整措置。